

平成28年6月22日

株主各位

会社名 ナビタス株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣口隆久
(URL <http://www.navitas.co.jp>)
問合せ先 取締役管理部長 眞柄光孝
電話 072-244-1231

「第37期定時株主総会招集ご通知」添付書類の一部訂正について

平成28年6月10日付けで、株主の皆様宛に送付いたしました標記書類につきまして、記載内容の一部に、誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記の通り、訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】

「第37期定時株主総会招集ご通知」添付書類 32 頁（訂正箇所は、下線を付して表示しております。）

P32 5. 税効果会計に関する注記

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【訂正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.0%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響は軽微であります。

【訂正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響は軽微であります。

以 上